

# 宅配ボックス県民モニター運営等業務仕様書 (企画提案競技用)

本仕様書は、青森県（以下「県」という。）が行う宅配ボックス県民モニターの実施に関する業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 背景及び趣旨

県では「青森県地球温暖化対策推進計画」において、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、運輸部門では2030年度までに基準年度（2013年度）比43.8%の削減が必要であり、施策の一つとして物流における省エネルギーを推進することとしている。

国の「総合物流施策大綱」では2030年度に再配達率7.5%を目標に掲げているが、近年の通信販売や電子商取引（EC）の拡大により、宅配便の取扱個数は急伸しており、これに比例して再配達件数も増加している。再配達件数の増加に伴い、本来排出の必要がない二酸化炭素が排出されることによる地球温暖化への負荷が増加しているほか、ドライバー等の労働力不足の加速が懸念され、物流の「2024年問題」も加わり、宅配事業者における再配達に係る負担は一層厳しさを増している状況にある。

これらのことから、再配達の減少につながる取組である「置き配」サービスの利用を県内で一層促進することを目的に、全国的に徐々に普及が進む「宅配ボックス」をモニターに使用してもらい、使用上の利便性・課題等を明らかにする。

また、モニターの募集と併せて、宅配事業者が実施する再配達削減に向けた既存の取組を県民へ周知することにより、再配達削減に向けた県民の意識を醸成する。

## 2 委託業務名

宅配ボックス県民モニター運営等業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）までとする。

## 4 業務に係る概要

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定する。

### (1) モニター概要

#### ア 人数

青森県内に居住する300名

#### イ 実施期間

令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）（3か月間）

※冬季期間を前提としたモニター期間とする。

## ウ 応募条件

### <必須>

- ・オンラインでの宅配便受取記録及びアンケート調査に協力できること。
- ・自宅の玄関先等に宅配ボックスを設置できる環境があること。

### エ その他

- ・各モニターへ提供する宅配ボックスの種類（型）は、受託者が県との協議に基づいて決定することとする。
- ・モニター期間終了後、宅配ボックスは各モニターへ無償提供する。

## (2) 委託業務の内容

### ア 宅配便を1回で受け取る機運醸成に向けたPR

- ・宅配便の再配達により不要な二酸化炭素が排出されており、地球温暖化の一因となっていること等について周知すること。
- ・宅配事業者が実施する再配達削減に向けた既存の取組（時間帯指定、コミュニケーションツールによる配達予定通知、自宅外での受取及び置き配等）について、県民に広く周知するため、各種マスメディアを活用したプロモーションを行うとともに、プロモーション効果の最適化を念頭に、媒体の選択、発信内容、回数等を工夫すること。
- ・再配達削減の啓発の対象として効果的な層（例；ECサイトを頻繁に利用する層等）へ周知できるよう、媒体ごとのターゲット層を考慮した上で実施すること。

### イ モニターへ提供する宅配ボックスの提案及び手配

- ・モニターへ提供する宅配ボックスはいずれも固定又は設置のための工事の施工を要しない以下の3種類で提案し、各型100個ずつを手配し、あらかじめモニターへ型を割り当てた上で、期間開始までに各モニターへ提供すること。

備え置き型…玄関先に常に置くことを想定した堅牢なもの。商品例：ILC IT-620

折り畳み型…使用しない際にはコンパクトに折り畳んで収納可能で組み立ても容易なもの。商品例：Nasta NastaBoxSoft

袋型…使用しない際にはコンパクトに折り畳むことが可能で、軽量であるため玄関ドアのドアノブにかける等により賃貸住宅や集合住宅でも使用しやすいもの。商品例：Yper Okippa

- ・宅配ボックス3種類の中には、環境に配慮されて作られた本県独自のもの（既製品に限らずオリジナル製品も可）を1種類以上含めて提案すること。
- ・いずれの宅配ボックスも、最低限100サイズ（荷物の縦・横・高さ3辺の計が100cm以内のもの）の宅配便が格納可能なものとし、モニター期間が冬季期間を想定していることから、積雪環境下でも使用可能なもの<sup>\*1</sup>とすること。加えて、南京錠（ダイヤル式でないもの）やワイヤー等による防犯対策が可能なものとし、それらの器具と併せてモニターへ提供すること。

※1 防水性の確保については、宅配ボックス自体に防水性がなくてもよいが、その場合はビニール袋など防水性のあるものをインナーとして併用することも可とする。

ウ モニターの募集及び選定

- ・モニター実施による実証効果が最大となるよう、モニター構成（年齢層や居住地域等）を想定し、それに基づき募集に使用する広報媒体を選択すること。
- ・モニターの募集については、新聞広告や宅配事業者店頭でのチラシ配布等、紙媒体によるもののほか、ウェブ・SNS上での広告等の活用も可とする。
- ・これらの他、本事業を進める上で効果的と考える広報・イベント等についても検討及び提案すること。
- ・モニターへの応募受付に際しては、オンライン上で必要事項の入力を求める応募フォーム等を作成すること※2。応募者へ入力を求める項目については、氏名や年代、住所、連絡先等の基本情報のほか、住宅環境や通販サイト等の利用による宅配便の受取頻度、普段の玄関先の様子（写真）等、モニターとして十分な実証効果を得るために必要と思われる情報を収集することとする。
- ・モニターへの応募は、1世帯につき1件の応募まで可能とするが、同一住居に暮らす多世帯住宅については、宅配ボックスの実用性や効果の点から、1住居につき1件の応募まで可能とする。
- ・上記の前提に基づき、モニターの募集方法及び応募者から収集する情報を提案すること。

※2 Google Forms等の無料で使用できる応募フォーム作成ツールを活用することも可とする。ただし、その場合には、個人情報の保護や情報漏洩等に細心の注意を払うこと。

エ モニターによる宅配便受取記録及びアンケート調査の実施

- ・各モニターには、モニター期間中に受け取った全ての宅配便（置き配でないものを含む）に係る下記項目の記録を提出してもらうこととする。  
【受取記録としてモニターに記録及び提出を求める項目】
  - (a) 受取日時
  - (b) 受取指定（置き配、時間帯又は（自宅以外の場合）受取場所等）の有無及び有の場合はその内容
  - (c) （置き配の場合）提供した宅配ボックスの利用の有無及び利用しなかった場合はその理由
  - (d) 当該宅配便の受取（配達）に係る不都合の有無及び有の場合はその内容
  - (e) 当該宅配便の受取までに要した配達回数
  - (f) その他（置き配の場合、配達時の宅配ボックス内外の写真等）
- ・宅配便受取の都度、オンラインにて随時受取記録を送信することを前提とし、モニタ

一の利便性や負担軽減を考慮した上で方法を提案すること。

- ・宅配便受取記録の方法は、受託者によるシステム構築を行う必要のない既存のツール・サービスの活用を優先すること。
- ・モニター期間開始前に記録項目に変更の必要性が生じた場合は、県と受託者との協議により項目を追加又は削除することができること。
- ・モニター期間後半には、各モニターへ、提供した宅配ボックスの使用感や課題等を把握するためのアンケート調査を実施すること。
- ・受取記録と同様、モニターはオンラインにてアンケートの内容を入力及び送信することを前提とし、モニターの利便性や負担軽減を考慮した上で媒体（方法）を提案すること。
- ・アンケート調査項目は、県と受託者との協議により決定すること。
- ・全モニターに対する宅配便受取記録及びアンケート調査の実施後、集計を行い、集計結果を県へ提供すること。

※ア～エの実施に必要な経費は、いずれも委託料の範囲内で対応すること。

※ア～エの実施スケジュール（作業工程）を作成すること。

### （３）事務局の設置

受託者において、以下のア～ウに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

### （４）秘密保持等

ア 本事業の実施において、青森県の個人情報保護制度及びセキュリティポリシーに従うこと。

イ 全ての作業において、本業務に係るデータ及び専用ウェブサイトの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。

ウ 本業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

エ 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。

ただし、県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

## (5) スケジュール案

事業実施に係るスケジュールの概要は以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

- ・ 8月上旬 企画提案競技募集開始
- ・ 9月上旬 書類審査
- ・ 9月中旬 委託契約締結、宅配ボックス手配及び募集広告検討
- ・ 9月下旬 募集広告実施・応募受付開始
- ・ 10月下旬 各モニターへ宅配ボックス提供
- ・ 11月1日 モニター期間開始（期間中に宅配便受取記録及びアンケート調査実施）
- ・ 令和6年1月31日 モニター期間終了
- ・ 令和6年2月上旬 宅配便受取記録及びアンケート調査集計し、結果を県へ提出
- ・ 令和6年2月29日 受託者から県へ実績報告書を提出

## 5 委託料の支払い等

契約締結後、受託者との協議により、必要に応じて概算払いを認める。

## 6 成果品の提出等

### (1) 成果品

- ア 実施報告書（事業の効果検証を含む） A4版紙媒体及びDVD等の光学媒体1枚
- イ 業務実施にあたり収集及び作成したデータを収納したDVD等の光学媒体1枚

### (2) 提出期限

令和6年2月29日（木）

### (3) 提出場所

青森県環境生活部環境政策課

## 7 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (5) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (6) 本業務の実施に要した経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本業務の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき並びに本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (9) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。